

あかいわ地域商社募集要領

平成28年9月

赤 磐 市

1 目的

個々の生産者に代わり、新たな市場づくりの司令塔として、マーケティングを行い、販路を切り開いていく地域商社として、市が支援・連携する民間事業者を募集する。

2 地域商社が行う事業イメージ

【ブランド化】

こだわり商品の企画、生産支援、販路開拓、新たな加工品の開発企画等

【地産地消】

給食向け食材の集荷・一次加工・配達、大規模住宅団地等での販売企画・支援、ネットワーク技術による既存直売所等の活性化支援

【地産外消】

首都圏等における販売拠点確保・販売企画、食育・収穫体験ツアー、消費者等への理解促進

3 地方創生推進交付金の活用による主な行政支援（※9月議会で補正予算を上程見込み）

- ① 地域商社の自立・安定経営を図るために必要な外部専門人材の確保に対する支援
- ② 首都圏等の消費者ニーズ等に関する調査・分析に対する支援
- ③ 地域特産物の差別化にかかる開発経費及び販売促進のためのPR・広告経費への支援
- ④ 地域商社の活動拠点の確保にかかる支援
- ⑤ クラウドファンディング、住民ライター養成など地域商社と地域住民が連携して地域特産物のPRを行うための経費への支援

4 応募資格

本市内に地域商社の主たる事務所等を置くこと。

次の要件に該当する団体等(共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する団体等
- (2) 税(国税、地方税、団体等が支払うべき税及び公共料金)を滞納している団体等
- (3) 団体等の代表者が、税を滞納している団体等
- (4) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (5) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (6) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て(債権者が申立てを行った場合を除く。次号において同じ。)がなされた団体等
- (7) 会社更生、民事再生の手続きについて申立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
- (8) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
- (9) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3箇月を経過しない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (11) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定義する者)が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体等

5 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおり。

- (1) 募集要領の公表・配付 平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)
- (2) 募集要領等に関する質問受付 平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)
- (3) 参加表明書受付期間 平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)
- (4) 提案書等受付期間 平成28年10月3日(月)～平成28年11月11日(金)
- (5) 選定手続き 平成28年11月中旬(予定)
- (6) 選定結果発表 平成28年11月下旬(予定)

6 募集要領等の公表・配付

- (1) 配布日時 平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)
- (2) 配付場所 赤磐市役所農林課窓口にて配付する。
※募集要領等は、市ホームページ内に公示します。

7 質問

- (1) 質問受付期間 平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)正午まで
- (2) 提出方法 質疑事項提出書(様式2)を窓口へ持参又は電子メールにより行うこと。口頭による質疑は受け付けない。
- (3) その他 回答は、応募予定者全員に、質問の内容及びその回答を文書により送付する。

8 提出書類等

- (1) 参加表明
 - ア 受付期間：平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)正午まで
 - イ 表明方法：公募参加表明書兼誓約書(様式1)を窓口へ持参又は配達記録郵便により提出すること。
- (2) 提案書等
 - ア 受付期間：平成28年10月3日(月)～平成28年11月11日(金)正午まで
 - イ 提出方法：窓口へ持参又は配達記録郵便により提出すること。郵送の場合も、平成28年11月11日(金)正午必着。
 - ウ 注意事項：提出書類に不備がある場合は、受理しない。
 - エ 提出書類：下記のとおり
 - ① 会社の概要(任意様式)
 - ② 事業者概要調書(様式3)
 - ③ 決算書
 - ・直近3期分の会社決算書(直近期のみ確定申告書表紙、勘定科目内訳明細を含む一式)
 - ・履歴事項全部証明書
 - ④ 提案書(様式4)
 - オ 提出部数：10部

9 選定方法及び選定の視点

- (1) 中小企業診断士等の第三者による審査を参考に、市担当部局において市が支援を行う団体等を選定する。なお、選定にあたっては、提出書類及び公募参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、以下の5つの視点について評価を行う予定である。
 - ① 自立・自走
民間事業者による出資・設立の方針
稼ぐ力の確保(一定期間後には補助金等の行政支援を終了)に関する方針
 - ② 官民協働
行政、大学、民間事業者、金融機関等多様な主体との連携・協働による運営方針
 - ③ 政策間連携
生産者の所得向上だけでなく、地域の雇用創出、観光振興、移住定住への波及効果
 - ④ 地域間連携
広域な地域の連携による相乗効果の発揮の方針
 - ⑤ 人材確保
地域商社を担う外部専門人材の確保・育成に関する方針

(2) プレゼンテーション

- ① 開催日時 平成28年11月中旬(予定)
日時については、後日、公募参加者に通知する。
- ② 開催場所 赤磐市役所(赤磐市下市344)
- ③ 所要時間 プレゼンテーション 20分間以内
質疑応答 15分間程度

10 選定結果のお知らせ

応募者全員に対して、平成28年11月下旬に文書にて通知する。

11 その他注意事項

(1) 共同企業体による応募

共同企業体を結成して応募を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。又、赤磐市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体すべての構成員に対して行ったものとみなす。

(2) 応募に関する費用負担

応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提出書類の著作権及び公表

提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、赤磐市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 赤磐市が受理した提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 提出された応募書類は、赤磐市情報公開条例(平成17年赤磐市条例第8号)に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 提出書類の変更

一旦赤磐市が受理した提出書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届け(様式は任意)を提出すること。

12 窓口

赤磐市役所 産業振興部 農林課
〒709-0898 赤磐市下市344番地
TEL 086-955-6174 FAX 086-955-6860
E-mail sangyo@city.akaiwa.lg.jp